記 者 発 表 資 料

平成　24年　11月　16日
国土交通省
仙台河川国道事務所

特殊車両及び過積載車両の取締りを実施します。

●道路はみんなの財産です

道路を傷つける原因の一つとして、過積載や特車許可条件を違反した車両の通行があげられます。このようなルールを無視した一部車両によって道路のひび割れや、わだち掘れ、橋梁の損傷など道路構造に重大な影響を与えています。また、これら違反車両による事故は重大事故に結びつきやすく、事故車両の措置や散乱した積荷の撤去作業には相当の時間を要し、通行制限による渋滞が発生するなど社会的影響も大きくなってしまいます。今回は仙台河川国道事務所と所轄警察署が国道4号で道路の保全と交通事故等の危険防止を目的として、過積載及び特殊車両の指導取締を実施します。

1．日　　時　　平成24年11月16日（金）13時30分から15時30分まで
＊雨天時は中止する場合があります。

2．場　　所　　国道4号　栗原市高清水小山田地内　（駐車帯）

3，協力警察署　　築館警察署

（　過去の実施状況　）

・特殊車両の寸法や重量の測定及び、通行許可証等の確認

〈　発表記者会：　宮城県政記者会、東北電力記者クラブ、東北専門記者会、大崎記者クラブ　〉

お問い合わせ先

国土交通省仙台河川国道事務所
（特殊車両取り締まり）

道路管理第一課長　　阿彦（あひこ）　桂（かつら）
TEL　022－248－4131（内線431）

★ 道路法に基づく車両の制限

【 参考資料 】

道路は一定の構造基準により造られています。そのため道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防止する目的で、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度「一般的制限値」を定めています。 （ 道路法47条1項、車両制限令第3条 ）

車両の諸元		一般的制限値（最高限度）
幅		2．5メートル
長さ		12．0メートル
高さ		3．8メートル（ 高さ指定道路は4．1メートル ）
重さ	総重量	20．0トン（ 重さ指定道路は25．0トン ）
	軸 重	10．0トン
	隣接軸重	◆隣り合う車軸の軸距が1．8メートル未満 ＝ 18．0トン （ただし、隣り合う車軸の軸距が1．3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9．5トン以下のとき ＝ 19トン） ◆隣り合う車軸の軸距が1．8メートル以上 ＝ 20．0 トン
	輪荷重	5．0トン
最小回転半径		12．0メートル

これらの制限値を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

★ ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

道路は国民の財産であり、道路利用者に安全かつ快適な状態で提供し、次世代により良好な状態で引き継いで行くことが重要な課題となっています。しかし一部の過積載車両や遵法意識の低い車両の通行により、道路は大きなダメージを受けています。

わだち掘れ

舗装のひび割れ

特殊車両が関係した重大事故

○平成23年6月発生
重量物運搬用セミトレーラーが、2車線トンネル内部で積載物を落下。

▼事故状況▼

▼通行止め状況▼

▼事故原因車両▼

当該車両は、特殊車両通行許可を取得せずに、道路を走行中事故をおこした。

特車取締箇所　位置図

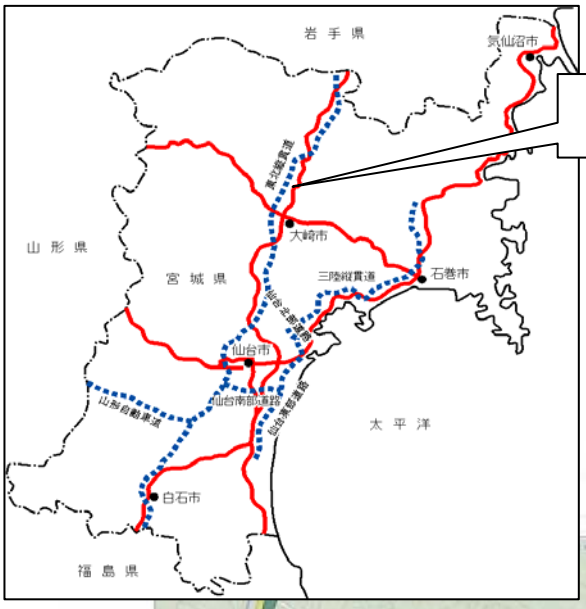

拡大図